

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 審議会名      | 上田市次世代育成支援対策地域協議会  |
| 2 | 日時        | 平成25年7月16日 午前・ <u>後</u> 1時30分から午前・ <u>後</u> 3時00分まで  |
| 3 | 会場        | ひとまちげんき・健康プラザうえだ   |
| 4 | 出席者       | 金山会長、堀江副会長、江草委員、大塚委員、小池委員、清水委員、<br>下村委員、武田委員、中村委員、水野委員、宮下委員、矢ヶ崎委員                                |
| 5 | 市側出席者     | 田口こども未来部長、宮澤保育課長、樋口子育て・子育て支援課長、津久井放課<br>後こども育成係長、古川子育て・子育て支援担当課長補佐、堀内子育て・子育て支<br>援担当係長、井出主査、古畑主査 |
| 6 | 公開・非公開等の別 | <u>公開</u> ・ 一部公開 ・ 非公開   |
| 7 | 傍聴者       | 0人 記者 0人   |
| 8 | 会議概要作成年月日 | 25年7月18日   |

協 議 事 項 等

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 開 会 (樋口課長)  |
| 2 | あいさつ・委嘱状交付 (田口部長)   |
| 3 | 委員紹介、事務局紹介 (樋口課長)   |
| 4 | 会議事項 (進行 金山会長)<br>(1) 上田市次世代育成支援後期行動計画について (古川課長補佐)<br>平成24年度進捗状況報告<br>・【資料1】【資料2】により説明。<br>(2) 「子ども・子育て支援新制度」について (古川課長補佐)<br>・【資料3】により説明。<br>質疑<br>(委員): 「都市部では、待機児童問題のほかに“隠れ待機児童問題”がある。これは、東京などの大都市での問題だけではなく、地方都市でも存在する問題である。長野県においても存在しているかもしれない。労働の担い手である女性が子育てと仕事の両立のためにも地方の実情に沿った次世代育成支援の計画であることが大切である。」<br>(委員): 「新法(子ども・子育て支援法)は次世代育成支援対策推進法と同様に時限立法であるのか。」<br>(事務局): 「関係法を含め時限立法ではない。新法により自治体に策定が義務付けられた「子ども・子育て支援事業計画」については、5年ごとの見直しが定められている。また、法により見直しの手続きも定められており、今後、設置を検討している「地方版子ども・子育て会議」において関係する審議や計画の進捗状況報告等を行いたいと考えている。」<br>(委員): 「『子ども・子育て支援事業計画』の放課後児童対策分野において、放課後児童クラブの利用登録児童数に係る目標値を今以上に高く設定することは、施設のハード面から問題があるのではないか。」<br>(事務局): 「上田市次世代育成支援後期行動計画策定の際と同様に、ニーズ調査を実施する。今後、国より示される策定指針を基に地域に即した調査内容を検討したい。」<br>(委員): 「放課後児童対策について聞きたい。かつて放課後児童クラブ(児童クラブ、学童保育所)の利用対象家庭として、自営業者の家庭は含まれていなかった。現在も同様であるか」 |

(事務局):「利用基準は現在も変わっていない。まずは家庭保育が基本であると考えている。放課後児童対策は、あくまでも放課後の保育に欠ける児童とその家庭への支援が目的である。よって利用希望の保護者には就労証明等の提出を求めている。自営業の方で専従者である場合、家族に就労証明を行っていただくことになる。祖父母がおられる家庭については、可能な限り自宅保育をお願いしている。理由は施設の数やその規模に対する登録児童数が大変多く、定員をオーバーしている施設が一部に存在するからである。施設の狭隘化、老朽化が進行していることから、今後、施設整備が可能となれば定員増についての検討も合せて出来るのではないかと考えている。」

(委員):「世のお母さんは、様々なローンとか生活費のために、今、働ければならない。働きやすい環境をつくるためにも、放課後児童対策において手厚い対応をしてもらいたい。」

(委員):「児童クラブと学童保育所は、その設立経過において違いがある。かつて、共働き家庭や母子父子家庭の保護者が、その切実な必要性から自ら設立したものが学童保育所の始まりであり、市教育委員会が運営していた“子ども館”から発展したものが児童クラブである。」

## 5 その他 事務連絡

## 6 閉 会 (樋口課長)

- \* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- \* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。